

# 第8章 屋外貯蔵所

## 第1 屋外貯蔵所の区分

- 1 屋外貯蔵所は、第2類の危険物のうち硫黄又は硫黄のみを含有するもの（以下「硫黄等」という。）で塊状のものを除き、屋外の場所において危険物を容器入りのまま貯蔵する貯蔵所である。したがって、容器に収納されていない危険物や容器以外の物品に収納されている危険物は、塊状の硫黄等を除き、屋外貯蔵所において貯蔵できない。【昭和45年6月29日消防予第136号】
- 2 屋根を設ける場合は、建築物内に危険物を貯蔵することとなり、屋内貯蔵所の基準の適用を受けることになるため、屋外貯蔵所としては認められない。【昭和51年11月24日消防危第100号】

## 第2 屋外貯蔵所の基準

政令第16条第1項第3号

「さく等を設けて明確に区画する」とは、さくを設けるほか、周囲に排水溝を設けることをいうこと。

## 第3 塊状の硫黄等の屋外貯蔵所

政令第16条第2項

「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について」【昭和54年7月30日消防危第80号】によること。

## 第4 危険物をタンクコンテナに収納して貯蔵する屋外貯蔵所

「危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用について」【平成10年3月27日消防危第36号】によること。

## 第5 危険物以外の物品の貯蔵

規則第38条の4第1項に規定される物品以外であっても、危険物の貯蔵に伴い必要なパレット等の貯蔵用資材、段ボール等の梱包用資材、空容器類、フォークリフト等の荷役機器、油吸着マット等の防災資器材等については、次により必要最小限の量に限り存置できるものであること。【平成10年3月16日消防危26号】